

平成二十四年八月二十八日受領
答弁第三七〇号

内閣衆質一八〇第三七〇号

平成二十四年八月二十八日

内閣総理大臣 野田佳彦

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出韓国大統領による竹島訪問を受けての同問題解決に向けた野田佳彦内閣の取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出韓国大統領による竹島訪問を受けての同問題解決に向けた野田佳彦内閣の
取り組みに関する質問に対する答弁書

一について

政府として確認した限りでは、平成二十四年八月十日に李明博大韓民国大統領が竹島に上陸する以前に、
現職の大韓民国大統領が竹島に上陸したことがあるとは承知していない。

二について

我が国政府は、大韓民国政府に対し平成二十四年八月二十一日に、竹島問題について、国際司法裁判所
への提訴としての合意付託の提案及び日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文（昭和四十
年条約第三十号）に基づく調停の提案を行ったところである。また、竹島に関する我が国の立場の対外発
信を強化するとともに、同問題に関する政府の体制強化等も検討していく考えである。このほかの我が国
政府の今後の取組の内容を具体的に明らかにすることについては、同問題への今後の対応に支障を来すお
それがあることから、現時点でお答えすることは差し控えたい。

三から十までについて

平成二十四年八月十日に李明博大韓民国大統領が竹島に上陸したことの背景については、外務省として種々の分析を行っているが、個々の分析の詳細をお答えすることは、外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるため、差し控えたい。政府としては、引き続き、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、有効な方策について、御指摘のような方策を含め、不断に検討していく考えである。